

弘前市長期優良住宅建築等計画認定等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、弘前市長（以下「市長」という。）が行う、長期優良住宅建築等計画の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質法」という。）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）において使用する用語の例による。

(認定申請書の添付図書)

第3条 施行規則第2条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。ただし、住宅品質法第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添える場合は、第4号から第6号までの書類の添付は不要とする。

- (1) 維持保全計画書（様式第1号）
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2の規定による届出が必要である場合にあっては、当該届出に関する適合通知書の写し
- (3) 景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項第1号の規定による景観計画区域内行為の届出が必要である場合にあっては、当該届出に関する適合通知書の写し
- (4) 建築をしようとする住宅が、登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む場合にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
- (5) 建築をしようとする住宅が、住宅である認証型式住宅部分等である場合又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む場合にあっては、型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (6) 登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（以下「試験等」という。）を受けた場合にあっては、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(市長が不要と認める図書)

第4条 施行規則第2条第3項の規定に基づき市長が不要と認める図書は、次に掲げる事項を明示することを要しないものとする。以下により、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、当該図書とする。

- (1) 前条第4号に掲げる住宅型式性能認定書の写しを添付する場合にあっては、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が行う技術的審査を含む。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
- (2) 前条第5号に掲げる型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付する場合にあっては、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
- (3) その他市長が不要と認める図書

(認定しない旨の通知)

第5条 市長は、認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が、法第6条に規定する認定基準に適合しないと認めたときは、認定しない旨の通知書（様式第2号）により認定しない旨を申請者に通知するものとする。

(認定申請の取下げ)

第6条 市長は、長期優良住宅建築等計画の認定の申請を行った者が当該申請を取り下げようとするときは、取下書（様式第3号）を提出させるものとする。

(建築完了の報告)

第7条 市長は、認定計画実施者に対して、認定長期優良住宅の建築の完了後速やかに、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書（様式第4号）により、その旨を報告するよう求めるものとする。

(建築等の取りやめ)

第8条 認定計画実施者は、法第14条第1項第2号の規定による認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる場合には、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(記載事項等の変更)

第9条 認定計画実施者は、長期優良住宅建築等計画の変更（法第8条第1項の規定による変更を除く）で、次のいずれかに該当する場合は、記載事項等変更届（様式第6号）を市長に届け出なければならない。

- (1) 認定申請書第一面から第四面に記載されている内容の変更
- (2) 認定に係る住宅の配置の変更
- (3) その他市長が必要と認める変更

(取消通知)

第 10 条 市長は、法第 14 条第 2 項の規定により長期優良住宅建築等計画を取り消す場合は、認定取消通知書（様式第 7 号）により、認定計画実施者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 4 号の改正規定は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。